

## 第788回

### 宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成29年6月5日（月曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（15名）

1 番 今津 久雄	2 番 岩本 誠司	3 番 浦田 久永
4 番 小川 節美	5 番 小島 久司	6 番 川島 照久
8 番 田村 磨利	10 番 西山 讓	11 番 羽賀 久喜
12 番 濱田 頼之	13 番 細川 壯	14 番 細川 秀信
15 番 松本 功	16 番 保田 稔	17 番 山口 一晴

4. 欠席者（2名）

7 番 黒岩 重光 9 番 所谷 頼尚

5. 事務局等出席者

事務局長 山岡 敏樹 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司  
宿毛市産業振興課農林振興係長 舛谷 心悟

6. 付議案件

議案第1号 農地法第4条許可申請審査について  
議案第2号 宿毛市農用地利用集積について  
議案第3号 農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

- 議長 これより第788回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番羽賀久喜委員、12番濱田頼之委員にお願いします。  
なお、7番黒岩重光委員及び9番所谷頼尚委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。  
事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは、議案第1号、農地法第4条許可申請審査について説明いたします。  
受付番号3番。申請場所は、議案書2ページの位置図を見ていただきたいと思います。所在地、高砂。1,177㎡。1筆。申請地は、病院や大型量販店等が出来、市街化が進み入居者の需要が見込まれることより共同住宅を建築しようとするものです。  
農地転用に伴う土地利用計画図、融資予約依頼書、事業計画書等必要書類は添付されております。農地の転用面積は1,177㎡となります。資金計画といたしましては、建築費が9,370万円、借入金が9,370万円です。  
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより、転用に支障なしと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上になります。
- 議長 続きまして、受付番号3番について、高砂地区担当の保田委員さんお願いします。
- 保田委員 **【議案書をもとに3番朗読】**  
転用目的としましては、2棟8戸の共同住宅を大東建託で建築するという事です。本人がなかなか連絡が着きませんで、入退院を繰り返しておって一昨日九州の方から帰って来てようやく連絡が着いた事です。  
留守中で地区の区長とか田村委員が親類筋にあたりますので、いろいろ聞いておりましたが、連絡がついて確認しております。
- 議長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

- 議長 (資料の) 転用目的が入っていないが。例えば今説明のあったように。
- 事務局長 申し訳ありません。共同住宅の建築になります。
- 議長 面積の許可の上限うか、そのあれはないかね。宅地の場合は何かね。
- 事務局長 3,000 m<sup>2</sup>とかいった所が上限になります。
- 松本委員 ●●さんに前に駐車場に貸しちよった人とは違うが。
- 田村委員 そうです。
- 松本委員 前に出ちよったの。駐車場はそのままで置ちよくが。
- 保田委員 駐車場はもうできちよう。
- 川島委員 田村委員、ここは一級農地になつちよらんがやろ。
- 田村委員 なっていない。
- 川島委員 それやったら問題ないやいか。
- 議長 保田委員この土地はよ、圃場整備を国の補助じゃなしに自己資金でこの圃場整備をしちよらんがやろ、確か。
- 田村委員 そう。
- 保田委員 そうやろうね。その他。
- 議長 もし(国の補助で) 整備しちよったら、その他の農地にならんろ。
- 田村委員 組でこの辺りは●●さんとかとみんなで作ったみたいで昔。●●さんは、もう先にも言われたように、入退院されてて子どもさんも息子さん2

人いらっしゃるやけど、長男さんはなんか中村の方におられる、県外いか全然農業をされないし、もうみんなに預けて何年も前から作ってもらってる状態ですけど。

最初うちに実は●●●●●●ですか、事務所にいうことでうちに建ててから貸してくれと言う事で来たんですけど、うちはとてももうそんなようしないからと言う事で、この並びで借りたいというような話もあって、●さんも全然よう作らないし息子さんと相談されて、受けて事務所だけではなくて、多分共同住宅みたいな形でやられたんだろうと思うんですが、よろしく頼むというお話も本人から頂いてるので、今回申請されたみたいです。

(審議中)

○議 長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第1号」1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局と委員さんから議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書3ページになります。今回3件のうち1件が新規で残る2件は再設定になります。

はじめに番号29番。再設定です。場所は大字戸内、寺山地区、国道56号線沿い、寺山口信号交差点、以前フィッシングショップニューおじまという店舗がありましたがその隣に広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、ニンニクを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別

紙調査書)と考えております。

続きまして、番号30番。中間管理機構への利用権設定になります。

借主は、公益財団法人高知県農業公社、いわゆる「農地中間管理機構」になります。農地の所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後で管理機構が貸主を探して貸すという流れになります。農業委員会では、農地の所有者から管理機構へ貸すという利用権設定について審議を行うことになります。

それでは、今回の利用権設定についてご説明いたします。今回申出のありました1件は、全筆新規設定となります。場所は大字山田、天神地区の中央部分山田川沿いに広がる農地、全部で5筆になります。

いつもでしたら、委員の皆さんに、この借主は農地全てを効率利用する方なのか、また、必要な農作業に常時従事するのかといった点を確認していただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理機構の実施による利用権設定である場合は、これらの要件には該当しなくても良いことになっておりますのであわせて申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申出のありました1件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

最後に番号31番、再設定です。場所は、大字戸内。岡松地区、主要地方道土佐清水宿毛線から岡松地区へ架かる城ノ下橋を渡った先に広がる工農地の内の8筆になります。

地目はいずれも田で、水稻を作るとの計画が出されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている(別紙調査書)と考えております。

今回の利用権設定の申出は以上になります。

○議長 続きまして、29番について、寺山地区担当の小川委員さんお願いします。

○小川委員 【議案書をもとに29番朗読】

●●●●さん本人は病気のため声を発する事ができませんので、それで奥さんと話しまして、●●さんとも話しましたので間違いはないという事ですのでよろしくお願いします。

○議長 続きまして、30番について天神地区担当の今津委員さんお願いします。

○今津委員 【議案書をもとに30番朗読】

●●さんも歳をとってどうしてもよう作れないという事で、私がちょうど隣で作っておる関係で作ってくれという事で、私が作らしてもらいよりも、その後公社の方で、地主にいくらかあるらしい。それで結んだらどうぞという事で結んでおります。

ちょうど僕が隣ですし、5筆になっちゃりますけど2筆で田んぼも良いしという事です。

間違いなく●●さんにも連絡取りましたのでよろしくお願いします。

○議 長 続きまして、31番について、橋田地区担当の西山委員さんお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに31番朗読】

両方に電話をしまして、●●さんはよく知っております。それから●●さんは四万十市内で設計事務所をやっているという事ですが、再設定ですのでよろしくお願いしますという事です。以上です。

○議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

29番は病気、30番は高齢化、31番は再設定という事で、集積をして頂いたら都合がよい状況かと。

(審議中)

○議 長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決に入ります。議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」3件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、議案第2号3件については、市に通知することに決しました。

(今津委員 退席)

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●担当課説明

○舩谷係長 農用地利用配分計画について説明します。4ページをお開きください。  
先程承認いただきました農用地利用計画について、農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画です。お手元にあります「(別紙)借受選定理由書」によりまして、受け手として応募されている農業経営体の中で、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体として●●●●氏を選定し、この度配分計画を作成しています。

こちらの対象となる土地がですね、3ページの30番の5筆になりますので簡単にはなりますが、以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議をお願いします。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第3号「宿毛市農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課、舩谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」1件は、市に答申することに決しました。

(今津委員 入室)

○議長 長 続きますして、協議事項に入ります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。  
番号15番。所在地は山奈町山田、登記地目は畑、2筆。6ページになります。場所は、長尾地区のコミュニティセンターの前に位置し、昭和60年頃に住宅への進入通路として住宅を建築し現在に至っております。

続きますして、番号16番。所在地は宿毛塩田。登記地目は田、1筆。7ページになります。場所は、エヴィ宿毛店の前付近の土地で、昭和47年の与市明川の拡幅工事等により水の便が悪く、平成5年の国土調査頃より耕作を放棄し原野となり現在に至っております。

次に番号17番。所在地は錦。登記地目は畑、1筆。8ページになります。場所は、申請者の自宅付近で、平成14年より畑や山林に行く道路として利用し現在に至っております。

次に番号18番。所在地は平田町戸内。登記地目は田、1筆。9ページになります。場所は、国道56号線寺山口信号付近で、約15年前より雑種地として使用を開始し現在に至っております。

次に番号19番。所在地は平田町戸内。登記地目は田、1筆。9ページになります。場所は、国道56号線寺山口信号付近で、約15年前より雑種地として使用を開始し現在に至っております。

以上5件につき、農地への復帰は困難と考えます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 長 続きますして、15番について、長尾地区担当の小島委員さんお願いします。

○小島委員 【議案書をもとに15番朗読】  
現況は宅地と進入路になっております。先日、現地で●●さんと話をしました。昭和60年頃に建った家が古くなって新築を考えたところ、公庫で



お金を借りるのに登記簿を調べたところが、進入路が全部畑になっていてお金を借りることができないと、進入路が無い所には、それでまあ今、現況を本人が意識していなかった事ですけども、その地目を変えなければ借入金もできないし、住宅も建てれないという事で、行政書士の所に相談したところこういう非農地の手続きが必要という事で申請したそうです。

実際、現況としたら進入路と家が建っておりますので、農地への復帰は困難かと思えます。以上です。

○議 長 続きます、16番について、長田町地区担当の田村委員さんお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに16番朗読】

土曜日に保田委員と●●さんご本人と3人で会いましてお話を聞きました。ちょうど場所がエヴィの北側、マンションがあるんですがその左側なんです、もうここは何年もずっと農地パトロールをしてても、ずっとみなさんがちょっと耕作放棄された土地で、ご本人もずっとこう1枚の田んぼを水の便が悪いから3つに区切って何とか作ってたけど、ちょうど八反地の南側の方でハウスをされてて、そちらに集中するというか重点を置くのに、ナスとトマトもやられているそうなんです、預けた所をそれをまた1枚に戻して、作ってくれた人が1枚にしてええかいうけん、作りよようにしたらええわと言うたら、やっぱり水の便が悪くて結局また戻されたけど、以前作ったけどどうにもならなくて、周りもみんな放棄地状態で作りにくいので、ここはもうここ何十年も作らなかつたら原野状態になるので、これから後もハウスの方に水稲の方は全くやってないので、ようしないし原野というか、非農地扱いに申請させていただいたという事です。

○議 長 続きます、17番について、錦地区担当の保田委員さんお願いします。

○保田委員 【議案書をもとに17番朗読】

2日に田村委員と検討をしました。申請道路の上に娘さん夫婦の家を建てたいという事で今現在造成中です。上に古い何か上の造成中の広い畑の西側に手前の方は宅地で奥のほうは畑です。行政書士に頼んでいるそうです。以上です。

○議 長 続きます、18番及び19番について、寺尾地区担当の小川委員さんお願いします。

○小川委員           【議案書をもとに18番及び19番朗読】

岩本委員と農業委員会事務局2人と現地へ行きまして見たところ、なかなか我々だけでは決定と言うか判断が付きませんので、もしよければこの委員会でみなさんに検討をしていただけたらと思うのですが、よろしくお願いします。

○議 長           事務局と委員さんから説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長           まず、今、小川委員からあった18、19番の提案があった、これの扱いは慎重に議論していただきたいと思います。

それから16番を、原野にしてそのまま木も植わってない状態で、今後こういうパターンも非農地で認めてきたという事も全体的に見据えた中で検討をいただけたらと。

15、17番については既に昔なつた状態で、16番も今後こういうパターンの場合、非農地で許可していくかという事も議論いただきたいと思います。

○田村委員           16番の●●さんは、もう持っておいてもよう作らないし作ろうと思つたら相当。非農地にして売買する。

○議 長           あれじゃろか、目的はよ非農地にして次は何にするもんかえ。

○田村委員           もう売られるつものようなので。

○議 長           そしたら、4条とか5条とかで。

○田村委員           次の買われる方が、もう別の事に転用される。

○議 長           いや、非農地でよ、そのどうにでもなるようにしちよつてじゃなしによ、買う方はよ、宅地とかそんなもんにするがやつたらよ、誰でも買える訳よね。本来ならその4条か、4条辺りで出していただくのが筋だと思いますけど。

昔からよこう家があつて15番のような状態、それから17番、これも何かの形でそういう形になつちやうがと違うけん。本来なら登記の整理なん

かも非農地でやったら安くなるんじゃないかと思うけど。これで認めていくかというところからも出てくる。

- 田村委員      ここだけが遊ばしているのではなくて、周りぐるりが全部もう。
- 議 長      まあ、作れん状態は承知しておりますけど。
- 川島委員      作る気が無い言うていうがをそのまま仮によ置いちゃって、草が生えてあれやったら移動させられるがやったら、そっちに回した方がどうじゃろ思うがやけどね。
- 松本委員      4条申請で出した方があれやと思う。
- 川島委員      家を建てるにしても何にしても雑種地にしてやららったら、農地のままやったら百姓の人は絶対、買い手もないような所ではやっぱり、あくまでも農地にしばりつけたら、仮に売の方も売れんし買い手もないと。  
    例えばそれを買って農地として扱わないからったらよ、そんじゃけん水の便も悪いという事じゃあ。
- 松本委員      それで、4条申請で出したらええと言う事やろ。
- 議 長      買い手がありそうながやったらね。
- 川島委員      買い手も土地を買って、非農地にして買ってそれから考えるあれやけども。物を例えば隣も欲しいけど隣が売らんと言うがやったら、自分もいないと、まあとりあえず買うちゃってそれから考えるいうがもあるわね。
- 議 長      木も植わってない、こんなパターンがこれからいろんな所に出て来る思う。ある程度これを許可したら、次もこういう形でも。4条は出てこんなる。こういう事も加味しながら。
- 田村委員      2、3年遊ばしよったらあれやけど、もう10何年もはるか昔から遊ばしてこの一帯が耕作放棄地状態なので、判断が付きにくいというか。自分も例えお金があっても、相当手入れを投資をしないと農地としては再生がしにくいかなと。
- 議 長      農地ではちょっと無理みたいなね。ここら辺の状態では。もう4条にせ

ずに非農地でもこれを認めていったら、ここの案件全部非農地で出てくる。

○岩本委員 4条5条じゃないですか。認めるがやったら、認めるがやったら4条か5条やない。

○松本委員 ねえ。

○浦田委員 一応荒れているいうても周りがあるがでしょ。農地のままで。

○岩本委員 田んぼには復帰するがやろ。非農地には無理やか。

○松本委員 4条がえい。

○議 長 今そういうご意見がございますが他に、そういう方向でよろしいですか。非農地としては認めがたい、今後いろんな所でこういうパターンは出てくると思いますけん、今後の農業委員会の対応もこれを前例にした中で、代書さんもそういう形を出してくると思います。

これが桧や杉が植わっちゃったり別のあれやったら、状態違ってきますけど。

今回16番は不許可という形でどんなもんですか。

この案件別々にいきたいと思います。

○議 長 まず最初に、15番、17番について許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、15番、17番については、非農地として認めることに決しました。

○議 長 16番について、非農地扱いは対応できないという事で本人さん、代書さんに。いう事でよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 もしこれがまた流れが違ってきたら、再度出していただいてもraitたい

と思いますし、できれば4条とかそういう方向で、現地との兼ね合いも出てこうかと思いますがご指導をいただきたいと思います。事務局よろしいですか。何もかも代書から出てきたのを受け付けてもいかんで。

○事務局長 一応あの非農地の基準は、15年以上耕作放棄した土地で、農地に復帰ができないものについて、認めていきたいと思いますというのが基本的な考え方ですね。

○議長 現況がよ、木が植わっちゃうとかね、10年以上なんちゃ作らなかつたら他の地目になるという問題じゃないで。

○事務局長 前回は原野になった所を結局認めてもらった。

○議長 そういう形になっていくけんね。

○事務局長 基本の所は15年以上がいうラインは一応あるにはあって、その中で認めてきている。まあただ、委員さんの中でそれはおかしいという事であれば。

○議長 局長、ただ年限の問題じゃないわけよ。木を植えてきちょう、農地として復帰できんと。

○浦田委員 15年以上でかまらったらみんなそれで出してくるやん。これらも難しい、実際に自分が作れ言われたら嫌と思う。けんど、復帰で言うがやったらやろうと思うやったら復帰できるやん。

○岩本委員 できる。

○川島委員 やろうと思うがやったら山でも（復帰）できるが。

○浦田委員 できるがそれは。

○川島委員 それほどの価値がないけん、こういうて出ちょうがやないかえという事ながよ。現に現場見ちょう人が何人おるかえ、今ここで審議しようけんよね。

○議長 それではよろしいですか。

- 保田委員        ちょっとかまんですかね。
- 議    長        はいどうぞ。
- 保田委員        この16番やけんどね、売るような方向になっちょうらしいがやけんどね。今までずっと出てきた●●さん、聞いたところでは。結局同じ同一人物ならね。
- 議    長        非農地じゃなしによ 4条で、●●さんは資格もあるがやけん、そうしてもらって。3条でもよければ。  
非農地をこういう状態の時に認めよつたらあとはもう全部。4条は出てこんなる、農業委員会いらんなる。
- 議    長        16番について非農地証明は不許可にしたいと思います。よろしいですか。  
  
(「異議なし」との声あり)
- 議    長        異議なしということですので、16番については、非農地証明は不許可に決定なりました。
- 議    長        それから18番、19番についてご審議をお願いしたいと思います。
- 松本委員        雑種地つぶして利用するいうたら、何をするがですか。
- 岩本委員        これも一緒よ、5条で出したらええがよ。
- 議    長        あの付近で工事をする際に、盛土を置かしてもらったりそれをそのまま埋めて、それから現在もこの前、国道の歩道工事をやる際も現場として使った。農業委員会への手続きをせずに宅地の状態になっております。  
先程、小川委員、岩本委員もどんなもんじゃろかというて、確かに。  
本来ならここで許可を取っておいて、使用するのであれば。まあ言えば無断転用の状態。  
この場合は4条あたりで売っているかは、分かりませんが。
- (審議中)

○議長 18番、19番についても非農地での許可は不許可という事で、みなさんご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 4条5条なりで申請していただくと、本来なら勝手に埋めちやうがですけど、この委員会の許可もかけないで。15年前やったら埋め立てするがは届出かまらったろか思うて。その当時は15年前やったらまだ・・・思う。

バラバラになって申し訳ないですけど、まず、15番、17番については許可すると非農地で。16番、18番、19番については不許可とすると。その中で4条5条等で申請をしていただくというふうな形にしたいと思います。よろしいですか。

(「よし」との声あり)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 農地利用最適化推進委員再募集をかけさせていただいております、6月2日で締切をさせていただきました。その中で山田地区の欠員がございましたけど、1名応募がありました。

最適化推進委員につきましては、これで7人揃ったという事で農業委員会の方で、今の農業委員の任期が7月19日までになりますが、次の7月20日からの任期になります農業委員の方です。ね委嘱をしていけたらと思っておりますけれども、何かご意見があればいただきたいと思っております。

それとあわせて新しい農業委員の関係ですけど、今回6月12日からですね始まります宿毛市議会6月議会の方で、人事案件として出させていただきます。日程的には6月の下旬にですね議会の方が終わりますのでそこで承認をいただく中でですね進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それからもう1点報告事項、県に送付した結果の報告についてですけど第786回2回前ですけど、農業委員会総会で承認となりました農地法第5条申請、受付番号1号は先日。その部分とですね前回5条申請をしておりました受付番号4号、5号についてですね金曜日に許可の通知がありましたので報告させていただきます。

○事務局員 続きますして 1 点。農地パトロールの日程案についてです。農地パトロールの実施時期は一昨年まで 10 月に行っていましたが、利用意向調査の兼ね合いもありまして、昨年から 8 月に前倒して農地パトロールを実施しております。

日程案としましては、昨年と同時期になりますが 8 月の総会開催時にあわせてということで、今年は 8 月 4 日（金）に計画しております。委員の皆様には、ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整のほどよろしくお願いたします。7 月以降、農地パトロールの実施要領や班分けについてお知らせする予定です。

事務局からは以上です。

○西山委員 ちょっと質問かまいかせんか。今までは農業委員だけやったけど、今からは農業委員と推進委員と分かれてますが、分かれた時の仕事の役割はどうなってきますか。ように分かんがやけんど。

○事務局員 先程、議会への人事案件の提出についてもありましたが、来月の総会以降、もう一度分かりやすくご提案、ご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○西山委員 分かりました。

○松本委員 県への送付結果について、以前は文書をいただいていたが、口頭では記憶していないので文書でいただきたいのですが。

○事務局員 分かりました。

○議長 歓送迎会は次回定例会のあとに実施することよろしいですか。

（「よし」との声あり）

○議長 ほかに意見はございませんか。

（「なし」との声あり）



○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第788回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分時閉会

平成29年6月5日

会　長

農業委員

農業委員